

## 査読のしおり

### 1. 概要

本文書は東京情報大学研究論集における査読の基準とその評価内容、投稿種別ごとの評価適用の考え方を示し、査読者はそれらに基づいて査読を行うと共に、投稿者が投稿原稿の種別に応じてそれらを満たすよう執筆するためのものである。また、査読時のルールと掲載までの過程についても示すこととする。

### 2. 投稿種別

#### (ア)原著論文

学術上および技術上有効である新しい研究成果を、高い信頼性と了解性のもとに記述したものの。

#### (イ)総説

特定の問題・研究分野に関する内外の文献を網羅的に集めて分析・検討したものの。

#### (ウ)研究ノート

学術上および技術上有効である新しい研究成果で、前掲「原著論文」と比較すると、研究途上のため有効性や信頼性に劣るが、報告する意義が認められるもの。

#### (エ)実践報告

様々な分野における調査あるいは実践結果の報告で、問題設定、手段や過程に新規性は十分なくとも、追試・意見・提案・討論なども含む結果から生じた課題や成果に、一定の有効性や信頼性が認められるもの。

### 3. 評価項目

#### (ア)新規性（独創性）

通説や既往の研究成果を踏まえたうえで、内容が公知・既発表、又は既知のことから容易に導きうるものでないこと。ただし、既知の要素の組み合わせにより新たな視点や機能・効果等が認められる場合は新規性を認める。

#### (イ)有効性（実用性）

内容が産業や学術の発展に役立つものであること。必ずしも実験データ等による比較は必要ないが、論理性が必要。

#### (ウ)信頼性（正確性）

論旨に矛盾がなく、結論等を信頼する上での明確な根拠が示されていること。

#### (エ)了解性

論旨が理解できるように簡潔に記述されていること。

#### (オ)体裁

論文作成要領に従ってタイトル、引用、構成、図表、注記、引用等は、適切に記載されているか。政策的、宣伝的、誹謗中傷的な表現など、問題のある表現はないか。

#### 4. 評価適用の考え方

	原著論文	研究ノート	実践報告	総説
新規性	必要。ただし有効性が極めて高い場合は、さほど高くなくともよい。	必要だが、原著論文ほど高くなくともよい。	さほど高くなくともよい。	類似の分野・対象についてほぼ同じ立場から論じたものが近年に公表されていなければよい。
有効性	必要。ただし新規性が極めて高い場合は、さほど高くなくともよい。	必要だが、原著論文ほど高くなくともよい。	必要。	最も必要。当該分野の研究状況がバランスよくまとめられていること。
信頼性	必要だが、査読時には厳しすぎる判定をしないようにする。	前提から結論までの論旨が通っていればよい。未検討部分があっても、それが主要課題でなく、結論を変えるほどの重大な影響が予見されなければよい。	原著論文ほどの確実な根拠は必ずしも要求しない。	特定の研究グループの成果だけについて述べたり、一方的な見方だけを紹介するものでないこと。
了解性	関連分野を専門とする者が十分理解できること。			当該分野の専門家にとって十分理解できること。
体裁	投稿規定に従って原稿が構成され、記述されていること。			

#### 5. 査読と判定

##### (ア) 査読者の判定区分

- ① 掲載可
- ② 要修正（条件付掲載可）
- ③ 要修正・再査読

②および③の判定では、査読者は、掲載のための修正の条件（各評価項目に照らし合わせて、掲載には指摘した箇所についての修正が必要と認められる事項）と、参考意見（論文の質を向上させるための査読者の意見であり、修正が必須とまではいえない）とを、明確に区別して意見を記載すること。

- ④ 掲載不可

査読者は、各評価項目に照らし合わせて掲載不可と判定した理由を明記し、再投稿時の修正の条件と論文の質向上のための参考意見とを、明確に区別して意見を記載すること。

##### (イ) 査読要領

- ① 査読者の氏名を著者に明かすことなく、著者の氏名を査読者には明かさないこととする。
- ② 研究や論文の価値は読者が判断するものであるから、査読者は執筆者の意見を尊重し、大局的な観点に立ち、査読者の主観的な見解や主義主張、立場の違いにより、大幅な修正を求めないものとする。

- ③ 投稿論文の種別に基づく評価適用の結果、種別変更が望ましい論文については、査読者は変更後の種別とその変更が望ましい理由を査読報告書に添えること。
- ④ 査読者は投稿者と連絡を取り合わずに評価するものとする。査読者名は一切公表しない。連絡・確認を要する場合は、必ずセンター情報システム部担当者を経由するものとする。
- ⑤ 再査読時には、前回の査読時に基づき修正された箇所についての査読を行うこと。査読者が前回までの査読時に指摘しなかった点について、再査読時に修正を求めないこと。査読者のミスにより修正が必要であると気づかなかった点については、あくまで参考意見として添えること。
- ⑥ 査読者が感じた疑問や不明な点は「〇〇は××でしょうか？」のような疑問を修正の条件として示すのではなく、あくまで修正後原稿の了解性と信頼性を増すために「〇〇は××かどうかを明記してください。」のように修正の条件として明示すること。
- ⑦ 査読は原則として2回までとし、2回目以降の査読は論文の信頼性や了解性を増すための軽微な修正要求とすること。2回目の査読判定時に新規性や有効性に関して大幅な修正が必要と認められる場合は、原則として掲載不可とし再投稿を促すこととする。